

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
 - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

● 上越市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	市営住宅への入居	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kenjuu/lifeguide-471.html	○		建築住宅課	025-526-5111	受領証等の提示により、婚姻と同様の事情にある人としてパートナーの入居が可能となります。なお、受領証等の提示に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
2	住民票の続柄表記（縁故者）	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shiminka/tennkyo.html	○		市民課	025-520-5685	続柄表記の変更手続きをする際に、受領証等の提示により、同一世帯のパートナーの続柄を「縁故者」とすることができます。
3	世帯員の住民票取得	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shiminka/lifeguide-134.html		○	市民課	025-520-5685	パートナーシップ等に関わらず、同一世帯であれば、委任状なしで住民票の取得ができます。
4	軽自動車税の減免	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/zeimu/lifeguide-tax-minicar-tax.html	○		税務課	025-520-5649	受領証等の提示により申請が可能です。なお、生計同一の確認及びその他の要件を全て満たす必要があります。
5	市税に係る証明書の委任を受けた者による申請	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/zeimu/lifeguide-tax-apply-top.html	○		税務課	025-520-5649	受領証等の提示により、同一世帯の人の市税に係る証明書を申請することができます。

● 上越市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
6	保育園の送迎	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/hoiku/lifeguide-321.html		○	幼児保育課	025-520-5720	パートナーシップ等に関わらず、保護者以外は事前届出により、園の確認を受ければ送迎することができます。なお、受領証等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。
7	保育園の入園申込と給付認定	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/hoiku/lifeguide-321.html	○		幼児保育課	025-520-5720	受領証等の提示により、パートナーが保護者として申込みすることができます。ただし、児童とファミリーシップを宣誓した場合のみ申込可能です。また、パートナーも保育料の算定対象となります。
8	保育料減免制度	—	○		幼児保育課	025-520-5720	パートナーが保育料算定の対象となっており、児童とファミリーシップを宣誓した場合は、受領証等の提示により、保護者として申請することができます（減免適用の可否は所得要件によります）。
9	犯罪被害者等見舞金支給事業の申請	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shimin-anzen/hanpi-mimaikin.html	○		市民安全課	025-520-5661	犯罪行為により死亡した方の遺族が支給対象となる遺族見舞金（30万円）の申請が可能です。支給対象者として、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）と定めており、パートナーシップ関係の受領証等の提示により関係を確認することで申請が可能です。

● 上越市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
10	り災証明書の申請	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kikikanri/risaishoumei.html	○		危機管理課	025-520-5665	家屋が被災した世帯で、同一世帯かつパートナーシップを宣誓している申請者は、委任状は不要ですが、別世帯の申請者は必要です。
11	市立病院及び市立診療所の病状説明、面会及び手術の同意等	—		○	地域医療推進課	025-520-5699	パートナーシップ等に関わらず、患者本人が申出すれば、病状説明への同席、面会、手術の同意書への署名ができます。また、患者本人の意思確認が困難であり、パートナーが患者のキーパーソン（患者側責任者）であると認められる場合、患者の病状等に関する情報を伝え、治療や手術に関する同意ができます。
12	生活保護制度	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/engo/lifeguide-fukushi-hogo.html		○	生活援護課	025-520-5696	生活保護は世帯を単位として適用されます。パートナーシップ等に関わらず、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一世帯と認定されます。
13	住居確保給付金制度	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/engo/lifeguide-fukushi-hogo-1.html		○	生活援護課	025-520-5696	同一の賃貸借物件に居住している世帯を単位に適応され、パートナーシップ等に関わらず、生計を一にしている者は、原則として同一世帯と認定されます。

● 上越市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
14	小中学校の就学援助制度の申請	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/j-gaku/lifeguide-513.html		○	学校教育課	025-545-9244	児童生徒の保護者（生計同一世帯）であれば、パートナーも申請可能です。なお、受領証等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。
15	小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請	—		○	学校教育課	025-545-9244	児童生徒の保護者（生計同一世帯）であれば、パートナーも申請可能です。なお、受領証等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。
16	放課後児童クラブの利用申請	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/j-gaku/lifeguide-329.html		○	学校教育課	025-545-9271	児童の保護者（生計同一世帯）であれば、パートナーも申請可能です。なお、受領証等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。
17	要介護認定の代理申請	https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/nin-tei.html		○	高齢者支援課	025-520-5705	代理申請が可能な親族としてパートナーも申請可能です。なお、受領証等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。